

欧州知的財産ニュース

2004年 8月号 (Vol. 4)

2004年 8月 4日

JETRO ティュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください)

～お知らせ～

8月は、欧州主要機関の活動が停滞気味であり 8 月中の最新ニュースがあまり期待できません。従いまして、次回の欧州知的財産ニュースは、9・10月合併号として発行する予定です。

今月の特集

- ・ 欧州における特許情報の無料検索サービスについて (2)

特許

[欧州特許・共同体特許]

- ・ EPO管理理事会、PCTコンサルテーションを開始
- ・ EPQ 拡張サーチレポート試行プロジェクトの手続を簡略化
- ・ 英国、EPC 2000対応の特許法改正法案が可決

[バイオテクノロジー・生物多様性]

- ・ 特段の動きなし

[医薬品]

- ・ 欧州委員会、途上国の三大感染症対策基金に追加援助を決定
- ・ 英国政府、欧州委員会の翻訳作業遅延により医薬品アクセスが阻害されていると批判

[コンピュータ]

- ・ EPO審判部、コンピュータ実施発明の進歩性に関する判断で新審決

意匠

- ・ 特段の動きなし

商標

- ・ OHIM、共同体商標の検索データベースをリニューアル

地理的表示

- ・ 欧州委員会、パルメザンチーズに関し、ドイツを欧州裁判所へ提訴の方針
- ・ WTO一般理事会、DDA交渉枠組みを合意

模倣品・海賊版対策

- ・ BSA海賊版ソフトウェアレポート EUの海賊版ソフト率は37%と算出
- ・ フランス政府、違法音楽配信サイト根絶に向けて産業界の行動を後押し
- ・ 米国商工会議所、EUのIPR エンフォースメント戦略ペーパーにコメント

不正競争防止法

- ・ 欧州委員会、'Made in EU'の統一表示義務導入を断念

特許情報・電子出願

- ・ 欧州における特許情報の無料検索サービスについて(2)

欧州知的財産制度の基礎

- ・ 欧州の知的財産制度の概要

判決紹介

- ・ ドイツ最高裁、コンピュータ実施発明について判決下す

その他

- ・ 欧州委員会、イタリアとルクセンブルクに対し特許弁理士資格規制の変更を要求
- ・ 欧州委員会、EU著作権法規の微修正のためのコンサルテーションを開始

欧州知的財産ニュース は、JETRO テュッセルドルフセンター産業財産権調査員(岩崎、濱野)により 作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、patent_tcd@jetro.go.jp まで。

Copyright(C)2004JETROテュッセルドルフセンター(岩崎、濱野) All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Web サイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

今月の特集

欧州における特許情報の無料検索サービスについて(2)

前回(2004年6月号)は、欧州特許庁(EPO)の提供する特許情報提供サービスとしてesp@cenet(インターネットによる無料公報・抄録情報提供サービス)の具体的使用方法について紹介したが、今回は、出願人・発明者、出願日、出願番号等の書誌情報や出願・審査経過情報をインターネットから無料で入手できる「Online European Patent Register」サービス及び欧州特許出願の各種出願書類(明細書、拒絶理由通知書、意見書等)の閲覧がインターネットから無料でできる「Online File Inspection」サービスを紹介する。---詳細はこちら ---

特許

【欧州特許 共同体特許】

EPO管理理事会、PCTコンサルテーションを開始

検討が進行中の共同体特許規則案の論点にまで触れる大きな議論に発展しつつある。今回公開された文書には、議長からのたたき台となるペーパーとともに、主要加盟国13か国からのポジションペーパーも含まれ、各国特許・欧州特許・共同体特許制度に対する各国独自の見解が如実に反映されていて、とても興味深いものであると言える。

なお、この議論は、10月管理理事会会合で議論すべき範囲を確定し、11月管理理事会特別会合で集中的に議論する予定となっている。

---詳細はこちら--- ---管理理事会公開文書はこちら---

EPQ 拡張サーチレポート 試行プロジェクトの手続を簡略化

昨年7月より EPOは、優先権を伴わない通常の EP 出願に対して、従来のサーチレポートに加えて EPC の実体要件を満たすか否かについての見解を付す拡張サーチレポート(Extended European Search Report, EESR)を作成するプロジェクトを試行的に開始してきたが、本年8月1日からの通常EP出願については、その手続を簡素化することとした。

これまでの手続では、出願人が EESRを必要としない場合には、出願時にその旨の申し立てをすれば、もしその旨の申し立てが出願時になされなかった場合には、EESRを受領しない旨を宣言する機会を与えるための通知が発せられていた。しかし、実際にEESRを必要としないとする人は、EP出願人全体の3%以下であったことからかかる通知の発送を廃止し、EESRの受領を希望しない出願人は、出願時に提出する書類 (Form1001)中に設けられたボックス欄 (Section40)にX印を記入すれば足りると変更した。 --- EPO からのお知らせはこちら ---

英国、EPC2000対応の特許法改正法案が可決

2000年に改正された欧州特許条約 (EPC2000)に対応すべく 英国特許法 (Patent Act 1977)を改正した法案 (Patent Act 2004)が、7月19日英国議会上院を通過し、7月22日裁可を受けた。今回の改正では、外科的処置・治療による人体・動物の処置方法・診断方法の特許対象の例外化、特許付与後の訂正手続等に関するEPC2000対応の改正の他に、特許権無効・侵害事件について、特許庁が有効性・侵害に係る非拘束の見解を述べることができる制度も盛り込まれており、中小企業にとって高額な英国特許訴訟の代替手段として期待されている。 --- 詳細はこちら ---

[医薬品]

欧州委員会、途上国の三大感染症対策基金に追加援助を決定

7月15日、欧州委員会は、途上国における三大感染症 (HIV/AIDS、結核、マラリア) 対策のために、世界基金 (Global Fund)に対して追加的に42百万ユーロを援助する旨の決定をした。欧州委員会は、これまで世界基金に対して375百万ユーロの寄付を行っており、基金全体の18%を占める貢献 (世界第2位) を行ってきたが、今回の追加的援助により、欧州委員会だけで2006年までに460百万ユーロの貢献をするという目標に一層近づいたことになる。

基金の60%はアフリカ、20%はラテンアメリカ、20%はアジアでの活動に割り当てられている。これらの感染症の問題は、アフリカ諸国等の途上国から、特許権の存在が医薬品のアクセスを阻害しているとして、TRIPS協定の見直しが主張されており、WTOにおいてもそのための具体的解決策が合意されているが、本問題の解決には、特許だけではなく人道支援や社会基盤整備等の総合的・包括的な対策が必要であるとの認識を先進国は概ね有しており、欧州においても、欧州委員会や加盟国レベルで様々なアクションプログラムが設けられている。例えば、先進国の主要製薬業界が当該途上国に医薬品を無償又はEU域内よりも廉価で供給すること（いわゆる tiered price）を支援するために、当該医薬品がEU域内に還流・横流しされることを防止する通報・登録措置等が欧州委員会により講じられている。

- - - 欧州委員会からのプレスリリースはこちら - - -

英国政府、欧州委員会の翻訳作業遅延により医薬品アクセスが阻害されていると批判

昨年8月WTOにおいて合意された医薬品製造能力のない又は不十分な国に対する輸出を目的とする強制実施権の設定をTRIPS協定上可能とする措置に関しては、川ウエーの法案通過をはじめとして各国で国内実施法が検討されているところであるが、7月28日付け英国紙 Guardian の報じたところによれば、英国政府は、本年5月の欧州拡大により翻訳言語が11から20に増えたことに起因する翻訳作業負担の増加で欧州委員会からの当該法案提示が遅れていることを問題視し、ラミー欧州委員（貿易担当）に対してブラッセルの官僚主義的な作業遅延によりHIV/AIDSの多くの犠牲者が死んでおり適切な措置を講じるべしと要請した。

これに対して、ラミー委員は、欧州拡大に伴う翻訳作業負担の増加は一般的に認めつつも、本件についてそれは該当せず、英国政府の批判は感情的で役立たぬものとし、現在でも途上国はWTOで合意されたTRIPS協定の義務免除措置により、医薬品製造能力のある国において製造された当該コピー薬を輸入することができる」と反論している（7月30日付け英国紙 Guardian より）。

【コンピュータ】

EPO審判部、コンピュータ実施発明の進歩性に関する判断で新審決

7月27日、EPO審判部は、コンピュータ実施発明の進歩性を判断する際の、「従来技術」についての基準を示した。（事件番号 T0172/03。審判長 Steinbrenner）

「従来技術」に関する判示事項は以下のとおり（パラ8～10）。

1.（進歩性を判断する際の）従来技術（state of the art）は、技術の状況（state of technology）として理解され、EPC の文脈上、商業及びビジネスの方法に関する従来技術（state of the art in commerce and business method）を含まない。54条2項でいう「すべての（every）」（*）とは、何らかの技術分野に関連している、ある種の情報に関連しているものと理解しなければならない。

2.従って、技術分野に関連していない、又は当業者が何らかの技術的に関連する情報を抽

出ることが期待される分野に関連していない事項は、たとえそれが優先日前に一般大衆に入手可能であったとしても、54条及び56条における判断される従来技術(state of the art)に属さない。

(*) 欧州特許出願の出願日の前に、書面もしくは口頭、使用又はその他のあらゆる方法によって公衆に利用可能になった「すべての」ものは技術の現状(state of the art)を構成する。」

---審決全文はこちらから---

商標

OHIM、共同体商標の検索データベースをリニューアル

欧州意匠・商標庁(OHIM)は、7月16日より共同体商標(CTM)のインターネット無料検索データベース(CTM-ONLINE)のサービス内容をリニューアルした。これは、EU全体で取り組んでいるe-businessキャンペーンの一環として行われたものであり、従来より検索項目を拡大し、表示機能を向上させ、データ更新も毎日実施し、ヘルプ機能も充実させて、よりユーザーフレンドリーなサービスとしている。検索項目としては、タイプ別検索(文字、図形、三次元、色、音、におい、ホログラム等)、語幹検索('film','films','filming','filmed'等)、ウィーン図形分類検索が新たに可能となり、論理演算式やニース分類、出願日・登録日等を組み合わせた上級者向け検索サービスも提供している。また、OHIMの決定・審決データベースや欧州裁判所(ECJ)、第一審裁判所(CFI)の提供するデータベースとのリンクも張られている。

---新CTM-ONLINEはこちらから---

地理的表示

欧州委員会、パルメザンチーズに関して、ドイツを欧州裁判所へ提訴の方針

7月9日、欧州委員会は、「Parmigiano Reggiano」と呼ばれるイタリアのチーズの名称について、欧州内ではPDO(Protected Designation of Origin)として保護すべきであるにも関わらず、ドイツが保護していない点を問題視し、欧州裁判所(ECJ)へ提訴する方針を固めた。このPDOは96年以来、イタリアの一地方の特殊製法を用いるチーズ生産者にのみ排他的に使用を許されているもので、EU各加盟国は、当該PDOが翻訳された形であっても使用されることを防止する義務を負っている(EU規則2081/92、規則1107/96参照)。ドイツ国内では、これまで「パルメザン」という名称で当該地方産ではないチーズが販売されており、欧州委員会は、これを当該PDOの翻訳に該当するものと認定。昨年来、欧州委員会は、ドイツ政府に対し警告していたが、ドイツ政府は、「パルメザン」は一般名称化しており、また、「Parmigiano Reggiano」の翻訳にも当たらないと反論している。今回の欧州委員会の方針は、EC設立条約に規定された加盟国の義務違反に対する履行要求手続に沿ったものであるが、今後、ECからクロ判定がなされても、ドイツが依然として従わない場合には、欧州委員会は、さらにドイツに対し経済制裁を

科すようECJに求めることができる。

---欧州委員会のプレスリリースはこちら---

WTO一般理事会、DDA交渉枠組みを合意

7月31日、WTO一般理事会は、ドーハ・ラウンド(Doha Development Agenda という)の交渉を進展させるための枠組み(いわゆる「July Package」)について合意し、農業、非農産品の市場アクセス、貿易円滑化、サービス、途上国イシュー等に関する大枠を定め、交渉期限を2005年12月に開催される香港閣僚会議までに延長した(当初期限は2005年1月1日)。

今回の決定中、TRIPS関連は、昨年9月のカンクン閣僚会議における最終テキスト案とほとんど変更がなく、地理的表示の保護に係る多国間通報・登録制度の構築(交渉項目)については、TRIPS理事会特別会合の報告を受けて更なる進展を期待する旨の記述がなされている。

また、地理的表示の追加的保護(公衆の誤認混同を保護要件とせず、例えば「シャンパン風甲州ワイン」という表示は、甲州産のワインでありフランスのシャンパーニュ地方産ではないと公衆が容易に理解できるものと思われるが、そのような表示すら許されないという高い水準の保護)をワイン・スピリッツ以外の産品に拡大するという議論については、「実施(Implementation)」という項目において、WTO事務局が主催する協議を継続させ、貿易交渉委員会及び一般理事会に2005年5月までに進捗を報告し、一般理事会は、かかる報告を見極め、2005年7月までに適切な行動(appropriate action)をとるとされた。

この「実施」という項目は、本来、途上国のWTO協定上の履行義務を一時的に緩和・免除するための議論であり、地理的表示の追加的保護対象の拡大は、南北問題という性格を直接には帯びていないため、「実施」の項目に入れることについてはDDA立ち上げ当時から反対の意見が強かった。今回の決定では、EUの強い要求もあり改めて「実施」の項目として議論されるべきことが明確化され、具体的なタイムスケジュールも再設定されたことに意義がある。

なお、多国間通報・登録制度の議論は、DDA上明確に交渉のマンデーが与えられているが、追加的保護対象の拡大の議論は、交渉のマンデーが明確には与えられておらず、DDA上の交渉項目であるか否かについては、DDA成立時には激しく議論されていた。今回の一般理事会決定では、追加的保護対象の拡大の議論がドーハ閣僚宣言パラグラフ12(b)という未解決実施問題(すなわち非交渉項目)に含まれることを明記しており、その争いは現時点では沈静化している。

---July Packageの全文はこちら---

模倣品・海賊版対策

BSA海賊版ソフトウェアレポート EUの海賊版ソフト率は37%と算出

7月7日、BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)は、海賊版ソフトウェアの2003年における各国被害状況についての調査レポートを公表した。これによれば、EU域内での海賊版ソフト率は

は、平均で37%であり、ギリシアの63%の他に、EU拡大対象国(例えば、キプロス55%、エストニア54%、ラトビア57%、リトアニア58%、ポーランド58%、スロバキア50%、スロベニア52%等)での発生率が特に高いことを示した。2003年のEU域内での被害総額は80億ユーロ以上と推定している。

なお、このレポートでは、全世界の海賊版ソフト発生率ランキングも公表しており、上位国としては中国(92%)、ベトナム(92%)、ウクライナ(91%)、インドネシア(88%)、ロシア(87%)、ジンバブエ(87%)が挙げられており、他方、下位国としては、米国(22%)、ニュージーランド(23%)、デンマーク(26%)、オーストリア(27%)、スウェーデン(27%)、ベルギー(29%)、日本(29%)、英国(29%)を挙げている。

--- BSAのレポートはこちら ---

フランス政府、違法音楽配信サイト根絶に向けて産業界の取り組みを後押し

7月28日、フランスの主要インターネットサービスプロバイダー及びレコード業界が、違法音楽配信サイトの根絶に向けて、合法音楽配信サイトの普及拡大に向けた取り組みを行うことを後押しすべく、フランス政府は、知的財産権の尊重を謳う行動憲章を制定し、担当大臣が署名を行った。フランス政府は、今後、映画業界も取り込んで憲章範囲の拡大を目指している。

--- 行動憲章及びプレスリリースはこちら ---

米国商工会議所、EUのIPR エンフォースメント戦略ペーパーにコメント

米国商工会議所(AmChamEU)は、7月28日、欧州委員会貿易局が6月に提示した「第三国におけるPRエンフォースメント戦略」に関するペーパーに対してコメントを提出した(この戦略ペーパーは「欧州知的財産ニュース(7月号)」で紹介済み)。

AmChamEUは、この戦略ペーパーに盛り込まれた提案は海外での模倣品・海賊版の氾濫を退治することに積極的に貢献すると評価した上で、(1)優先監視国の特定について、欧州委員会で専用WebPageを設けて公表すべきとし、(2)本戦略の実施に係る財政・人的資源については、その具体策の言及が少なく、本戦略の最終ゴールが明確ではなく、本戦略の評価時期、評価方法についても明確にすべきとしている。また、(3)公的部門と民間部門との協力体制については、人的資源の問題を解決する観点からも、AmChamEUとしては、第三国の米国商工会議所間のネットワークを利用して、これを支援する用意があるとしている。(4)政治的対話については、2004年6月に発出された米欧ビジネス界からの提言(これも7月号で紹介済み)に注目すべきとし、その中で特に、模倣品・海賊版対策を効果的に実施するための定期的協議の場を提供するEU-USタスクフォース(法執行担当者、政府担当者、権利者等から構成)の設置を重視すべきとしている。 --- AmChamEUからのコメントはこちら ---

欧州委員会、'Made in EU'の統一表示義務導入を断念

7月19日、欧州委員会は、本年1月より検討を進めてきたEU域内の統一原産地表示 'Made in EU' の強制化を断念したと発表した。この統一表示義務は、域内市場の単一化を促進させ、海外におけるEU産製品の認識向上・イメージアップを図り、模倣品・海賊版の防止を主な目的としてその導入が検討されていたものであるが、国別単位での原産地表示で十分であり、新たな表示制度の導入はコスト増につながると主張するドイツの自動車業界、イギリスの服地業界、オランダの電気業界等からの反発が強く、強制的表示とするか、任意的なものとするかで議論がなされていたが、欧州委員会は、各界からのコメントを基に強制的な表示とすることのメリットは少ないと判断した。ただし、生産者側で任意的に 'Made in EU' の表示を行うことを妨げるものではなく、任意的な表示方式が有効に機能するための検討を今後進めていくとしている。

---欧州委員会からの関連資料はこちら---

特許情報・電子出願

欧州における特許情報の無料検索サービスについて(2)

---今月の特集を参照---

欧州知的財産制度の基礎

欧州の知的財産制度の概要

どこの地域で事業展開する場合でもいえることであるが、当該地で、自己の事業を円滑に進めるためには、その事業をどのような知的財産権によっていかにして保護するのかが検討が必要である。さらに、近年問題となっている模倣品対策を講ずるためには、市場外から輸入される場合が多いので、水際措置の容易さを考慮し、どの地域で権利を保持するのがいいのかについても考えなければならない。

欧州地域は、知的財産制度が多層に分化し相互に錯綜しているので、その制度の特徴的な構造を把握することは、その意味で有意義だと思われる。

そこで、本号から「欧州の知的財産制度の基礎」と題し、網羅的かつ簡略にその全体像を解説することとした。---詳細はこちら---

判決紹介

ドイツ最高裁、コンピュータ実施発明について判決下す

5月24日、ドイツ連邦最高裁(Bundesgerichtshof)は、コンピュータ実施発明の特許性に対して決定を下した。対象となった出願は、電子決済システムに関する方法発明であり、連邦特許裁判所の判断を不服とした出願人が、連邦最高裁に上告したものの。

この決定は、ドイツ最高裁の先例 (X ZB 16/00) を踏襲して判断がされ、現在検討されている「コンピュータ実施発明の特許性に関する指令」案とも整合的なものとなっている (指令案の最新状況については、欧州知的財産ニュース(6月号)参照。)

---日本語の試訳はこちら---

その他

欧州委員会、イタリアとルクセンブルクに対し特許弁理士資格規制の変更を要求

欧州委員会は、イタリア及びルクセンブルクに対して、両国が課している特許弁理士資格規制の変更を要求することを決定した。

これは、欧州裁判所が特許弁理士資格に関するイタリア法制 (事件番号 C-131/01、2003年2月13日) 及びルクセンブルク法制 (事件番号 C-478/01、2003年3月6日) について示した判断に基づくものであり、これらの判断によれば、イタリアで弁理士活動が認められるには、国家登録及びイタリア居住であることを必要とし、ルクセンブルクでは業務開始前に承認された代表者の住所地を設立地とする必要があるとしているが、これらは、外国人が自らの国に係る弁理士業務を両国で行う際の不当な制約であり、EC設立条約49条に規定されたサービス提供の自由の原則に違反するとしている。

欧州委員会は、2003年12月に警告を正式に発しており、両国が今後は是正しなければ、最終的には欧州裁判所の判断により制裁が課されることになる。

---欧州委員会のプレスリリースはこちら---

欧州委員会、EU著作権法規の微修正のためのコンサルテーションを開始

7月19日、欧州委員会は、著作権及び著作隣接権に関する共同体指令が、9つにまで至っている現状に鑑み、これらの指令間の整合性を確保すべく、関連指令の微修正を行うためのコンサルテーションを開始した。このコンサルテーションプロセスは、欧州委員会事務局が用意した作業文書をたたき台として10月31日まで一般からの意見を募集して実施される。

コンサルテーションの対象となる共同体指令は、以下の4つ。ソフトウェア指令 (91/250/EEC)、貸与権指令 (92/100/EEC)、保護期間調和指令 (93/98/EEC)、データベース保護指令 (96/9/EC)。なお、衛星放送・有線放送に関する指令 (93/83/EEC) は、別途改正作業に入っており、今回のプロセスの対象としていない。

事務局提示の作業文書によれば、現時点では、既存指令間の不整合のためにEU著作権関連法規の運用が害されているような事態には至っておらず、権利者と利用者・消費者とのバランスは崩れていないとして、既存の指令の抜本的改正は不要とし、該当する指令間の定義の整合性を保つための微修正 (例えば「複製権」の定義の統一、ソフトウェア指令における「コンピュータプログラムの公衆送信権」の定義の明確化) で足りるとしている。その他には、コンピュータプログラム及びデータベースの一時的複製行為を著作権の効力の例外として拡張すること

保護期間調和指令において、共同著作による音楽作品の保護期間の起算点を調和させること、データベース保護指令において、身体障害者のデータベース使用を著作権の効力の例外として新たに創設することを提案している。

また、新たな共同体レベルでの法規制定の必要性については、著作隣接権の保護を享受できるための基準の設定に限定してその必要性を認めるべきとし、EU域外のレコー製作者や放送事業者がEU域内での保護を受けるための基準として、国籍ベースとするか、商業地ベースとするか、固定順とするか、出版順とするかにつき早急に決定すべきとしている。

さらに、音楽著作権の保護期間を米国並みに50年から95年に延長することに関しては、他の多くの先進諸国の例は50年であり、そのような変更を正当化する明白な事由は見出せないとしている。

欧州委員会は、このコンサルテーションプロセスを経て、2005年中には該当する指令の改正案を提示したいとしている。 ---作業文書はこちら---